

地域連携教員の設置に関する指針

(平成 26 年 2 月 14 日栃木県教育委員会教育長決裁)

第 1 目的

各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開することを目的とする。

第 2 対象

本指針の対象校は、栃木県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）とする。

第 3 指名

地域連携教員は、対象校の教職員であって、次に該当する者のうちから、所属校の校長が指名し校務分掌に位置づける。

- (1) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 4 に規定する社会教育主事の 資格を有する者
- (2) 校長、教頭でない者
- (3) 学校の状況により、(1) (2) の要件を満たす者を指名できない場合には、教頭も含め以下の要件を満たす教員を指名する。
 - ① 地域と関わる教育活動に積極的に取り組み、力を発揮していると認められる者又は学校と地域との連携において優れた実践力を有すると認められる者
 - ② 学校と地域との連携の重要性を十分に理解し、地域連携業務を推進する意欲を有すると認められる者

第 4 職務

地域連携教員は主に次の業務を行うものとする。

- (1) 学校と地域が連携した取組の総合調整に関すること
- (2) 学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集に関すること
- (3) 学校と地域が連携した取組の充実に関すること

第 5 留意事項

- (1) 地域連携教員は、前項の業務を行うに当たっては、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）その他の関連法令の趣旨を踏まえ、生涯学習の視点に立って行わなければならない。
- (2) 校長は、地域連携教員が果たすべき職責を鑑み、校務上の調整、研修への参加、その他の必要な配慮を行うよう努めるものとする。

第 6 任期

- (1) 地域連携教員の任期は、指名された日の属する年度の末日までとする。
- (2) 地域連携教員は、再任されることができる。

第 7 その他

- (1) 県教育委員会は、地域連携教員が十分に職務を遂行することができるよう、研修その他必要な支援を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 県教育委員会は、地域連携教員の活動状況の把握に努めるものとする。
- (3) 県教育委員会は、地域連携教員の設置に関して評価を行い、必要に応じて指針の見直しを図ることとする。

第 8 委任

この指針の実施細目は、別に定める。

附 則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

平成26年度地域連携教員の概要及び支援体制について

趣旨

地域の特性を生かした教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開するため、社会教育主事有資格教員をはじめ、地域連携の中心となる教員を明確化しながら、地域連携に関する学校内外の体制整備を行い、地域に根ざした特色ある学校づくりを目指す。

職務

地域連携教員は次の職務の実施もしくは支援を行う。
 地域連携教員の状況に応じて、教頭及び他の教員との職務分担等を行いながら実行していく。

地域と連携した取組の総合調整に関すること【総合調整】

○学校と地域が連携した取組についての総合調整
 (具体例) 学校全体の地域連携に関する年間計画の作成
 地域連携計画について教職員への周知のための研修会等の実施

地域と連携した取組の連絡調整や情報収集等に関すること【連絡調整】

○地域連携に関する情報収集・発信
 (具体例) 地域連携に関する教育事務所等との連絡窓口
 地域連携に関する研修会等への参加

・地域と連携した取組に関する連絡・調整
 (具体例) 地域連携に関する地域との連絡窓口
 地域人材(学校支援ボランティア等)の受入れに関する連絡調整

地域と連携した取組の充実に関すること【企画・支援】

・地域と連携した取組の企画・運営
 (具体例) 担当する校務分掌における地域連携活動の導入
 地域と連携した活動における参加型学習の導入

・教職員が行う地域と連携した活動の企画・運営支援
 (具体例) 地域と連携した活動におけるプログラムの企画・運営支援
 他校との連携事業における企画・運営支援

指名の方法

校長が指名し校務分掌に位置づける
 ・教育委員会からの委令・任命ではなく、設置指針に
 したがって各校の校務分掌の中で校長が指名する。
 (市町教委と連携して県教委が委約する。)

名称は「地域連携教員」とする

・「地域連携教員」として、学校内の教員及び地域の関係者にその存在が明確になるように努める。

指名する人数は各校1名とする

・地域連携に関する担当を明確にするため、校内に複数の社会教育主事有資格教員が在籍している場合でも1名を指名する。

指名の要件

原則として社会教育主事有資格教員

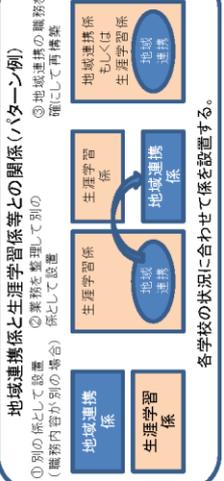
・有資格教員を指名することとするが、他に適任の教員がいる場合は資格の有無にかかわらず適任者を指名する。
 ・管理職以外を指名することとするが、学校の状況により難しい場合は、教頭を指名する。

※有資格教員以外を指名する場合には、市町教育委員会と連携して、教員の社会教育主事講習への派遣に努める。

校内の体制整備

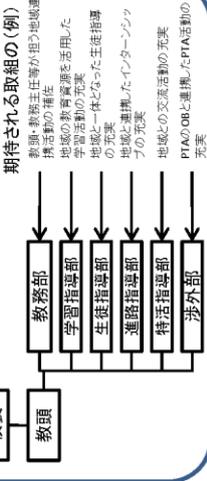
「地域連携係」の設置

・地域連携教員が、地域連携に関する窓口として明確となり、学校全体の地域連携の総合調整ができるよう、「地域連携係」を設置する。
 ※ただし、学校の状況により地域連携を担う係等が明確になっていない場合には、「地域連携係」の名称でなくとも良い。

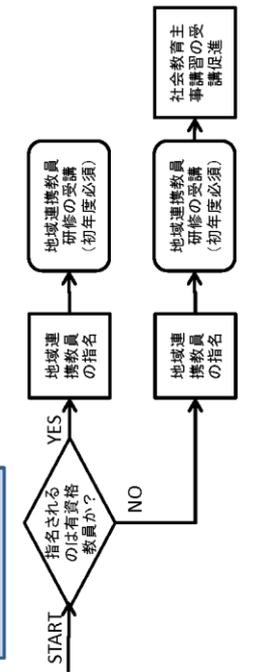


各学校の状況に合わせて係を設置する。
 ※地域連携係を位置づける部により、地域連携を重点とした「特色ある学校づくり」の充実に繋げていくことも期待できる。

地域連携係の位置づけと特色づくり(県立学校の例)



指名のフロー図



※教頭が指名された場合には、研修の受講は任意参加。

支援体制



回数	○第1回 (初年度必須)	○第2回 (有資格教員以外)	○第3回 (任意参加)	○第4回 (任意参加)
内容	地域連携教員の役割 ・連携計画の作成方法 新任の地域連携教員(初年度必須)	生涯学習理論 ・地域連携を通じた学びの充実 ・実践事例研究 有資格教員でない地域連携教員(初年度必須)	地域連携の取組の評価 ・評価に基づく計画作成 地域連携教員(任意)	社会教育主事等実践フォーラム 社会教育主事・有資格者ステップアップ研修 有資格教員・地域連携教員等(任意)
対象	新任の地域連携教員(初年度必須)	有資格教員でない地域連携教員(初年度必須)	地域連携教員(任意)	社会教育主事等実践フォーラム 有資格教員・地域連携教員等(任意)

地域連携重点推進校の指定

・地域連携教員の活動の充実を図るため、各教育事務所単位で2校を重点推進校に指定する。
 ・重点推進校の指定にあたっては、小学校1校、中学校1校を目安として各事務所の状況により指定する。

【指定のパターン(例)】

管内市町に分散して指定する。
 ①一地域連携活動の広域的な展開。
 パターン②
 同一市町の中学校区等に集中して指定する。
 ③一小・中学校の連携。
 パターン③
 重点校種を設定して指定する。
 ④小学校2校または中学校2校一集中的な連携事業の展開。